

令和4・5年度 設計共同体の入札参加資格審査申請要領

令和4・5年度に愛知県が発注する設計・測量・建設コンサルタント等業務の設計共同体の入札参加資格審査申請の受付を次のとおり行います。

なお、この入札参加資格審査申請に基づく入札参加資格者名簿は、県関係団体（愛知県道路公社、愛知県住宅供給公社、公益財団法人愛知水と緑の公社、公益財団法人愛知県都市整備協会）が発注する設計・測量・建設コンサルタント等業務に関する競争入札においても利用します。

1 申請者の要件

すべての構成員は、次の要件を満たしていることが必要です。

- (1) 資格審査を希望する業種について、令和4・5年度の愛知県の設計・測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格を有すること。
なお、定時受付は、令和4年1月4日（火）から令和4年2月15日（火）までの間に単体の入札参加資格審査申請を行い、その参加資格を有している方を対象とします。随時受付は、上記の対象者のほか、令和4年4月1日（金）以降に単体の入札参加資格審査申請を行い、その参加資格を有している方を対象とします。
- (2) 資格審査を希望する業種について、契約を締結する営業所において、建築設計を希望する方は建築士法第23条に基づく「建築士事務所」の登録、一般測量又は航空写真測量を希望する方は測量法第55条に基づく「測量業者」の登録、若しくは法令等による営業の登録を必要とする場合は、当該登録を受けていること。
- (3) 他の設計共同体の構成員でないこと（登録業種が異なっている場合でも、2つ以上の設計共同体の構成員にはなれません。）。
- (4) 「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）及び「愛知県が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に基づく排除措置を受けていないこと。

2 設計共同体の構成

設計共同体の構成は、次の要件を満たしていることが必要です。

- ・ 設計共同体の代表者は、構成員のうち総合点数が最も高い者を代表者とするものとする。

なお、申請する業種が複数ある場合においては、原則として、構成員のうちで総合点数が最高点である申請業種が最も多い者を代表者とするものとする。

3 申請の方法

(1) 受付期間

ア 定時受付

令和4年4月1日（金）から令和4年4月14日（木）まで（日曜日及び土曜日を除く。）

イ 随時受付

令和4年5月9日（月）から令和6年1月31日（水）まで（日曜日、土曜日、祝日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。）

(2) 提出書類

「4 提出書類」のとおり。愛知県において定めた様式により作成してください。

(3) 提出部数

合計2部 正本1部
副本1部（コピー可）

(4) 提出方法及び提出先

次の場所に原則として郵送（書留郵便又はレターパックプラス（赤）に限る。）により提出することとし、（1）の受付期間内に必着とする。

<提出先>

愛知県建設局土木部建設総務課契約第一グループ 入札参加資格審査担当
名古屋市中区三の丸三丁目1-2（郵便番号460-8501）

4 提出書類

No.	書類名	摘要
(1)	入札参加資格審査申請書	様式第1号
(2)	委任状	設計共同体の代表者に対し、その他の構成員が入札、見積り及び契約締結等に関する権限を委任したもの
(3)	設計共同体協定書の写し	協定期間が入札参加資格審査申請日以前から令和6年5月31日以降までであるもの
(4)	各構成員の登録を受けていることが確認できる書類の写し	登録を必要とする業種について申請する場合は、各構成員の当該登録を受けていることが確認できるもの
(5)	あいち電子調達共同システム（CALS/EC）の審査（格付）結果照会の画面を印刷したもの	令和4・5年度の入札参加資格に関するもの
(6)	84円切手	結果通知送付用

（注）（1）から（5）までについては、A4版で作成してください。

なお、上記の提出書類で、「1 申請者の要件」を確認することができない場合は、確認できる書類を提出してください。

また、申請書控え（副本）の返却を希望する場合は、上記の提出書類に加えて、切手を貼付した返信用の封筒を提出してください。

5 資格審査及び登録時期

資格審査は、申請者の要件を満たしていることを審査し、有資格者は、別紙1「設計

共同体の資格を定める場合の総合点数の算定について」に基づき、総合点数を算定します。

6 有資格者の登録及び結果通知

有資格者の登録は次のとおり行い、その結果を代表構成員に通知します。

- (1) 定時受付分（令和4年4月1日（金）から令和4年4月14日（木）までの受付）
令和4年5月9日（月）に登録し、その結果を代表構成員に通知します。
- (2) 随時受付分（令和4年5月9日（月）以降の受付）

入札参加資格審査申請日（申請書が県に到達した日）の属する月の翌々月の最初の県庁開庁日に登録し、その結果を代表構成員に通知します。

詳しくは、申請時に問い合わせ先でご確認ください。

7 資格の有効期限

入札参加資格決定の日から令和6年3月31日まで有効とします。

ただし、令和6年4月1日以降、新たに入札参加資格を決定するまでの間は、従前の入札参加資格は、なおその効力を有します。

《問い合わせ先》

愛知県建設局土木部建設総務課契約第一グループ（愛知県庁本庁舎6階南側）

電話 052-954-6608

《申請書記入要領》

申請内容や添付書類、申請時の説明など、申請に際しては、絶対に虚偽のないようにしてください。万が一、虚偽の申請をした場合は、指名停止措置や入札参加資格の取消しの対象となる場合があります。

有効期限内に、申請を希望する業種を新たに追加される場合には、変更等届（様式第1号の3）によらず、改めて申請書（様式第1号）等を提出してください。また、申請書中、4、5については、新たに追加希望する業種に関してのみを記載してください。

入札参加資格審査申請書（様式第1号）

- 1 設計共同体の名称は（共）と略号を使用しないで〇〇設計共同体と記入してください。
- 2 所在地、商号又は名称、代表者職氏名欄はゴム印でも構いません。
- 3 「1 営業所における申請を希望する業種」

令和4・5年度の愛知県の設計・測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格について、各構成員が共通して資格を有している業種のうち希望する業種の「希望欄」に〇を記入してください。

- 4 「2 経営規模等総括表（7）愛知県との指名・契約実績」

申請を希望する業種について、指名・契約実績を記入してください。

申請日から遡って2年以内に、愛知県から同じ構成員による設計共同体として受けた指名・契約実績がある場合は「有」、そうでない場合は「無」を〇で囲んでください。

（契約実績が「有」の方は、指名通知を受けた実績も「有」となります。） 愛知県の外郭団体である公社等からの指名・契約実績は除きます。

※ 愛知県から指名通知を受けた実績とは、以下のいずれかの場合をいいます。

- ・指名通知を受けた実績
- ・見積通知を受けた実績
- ・プロポーザル方式で技術提案書の提出依頼を受けた実績
- ・一般競争入札（事前審査方式）において、参加資格有りとして認められた実績
- ・事後審査方式一般競争入札で落札者となった実績（落札者以外の方は、指名通知を受けた実績とは認められません。）

- 5 「2 経営規模等総括表（8）常勤職員数」

申請日現在において各構成員の常時雇用している従業員数の合計を記入してください。

なお、本項における「常時雇用」及び「常勤」とは、申請者に従事し、かつ客観的な判断事項（定期・定額の給与の支払対象者、社会保険料の納付対象者であること等）を有することをいいます。

- 6 「3 有資格者数」

有資格者数の人数は、設計共同体構成員全体の人数を記入し、1人で複数の資格を持つ方については、該当する資格欄のすべてにカウントし、延べ人数を記入してください。

ただし、1級〇〇・2級〇〇（建築士については「木造」を含む。）〇〇士・〇〇士補等については、上位のもののみ、技術士については、同一部門内（総合技術監理部門において当該部門内の科目を選択科目とするものを含む。）でいずれか1つを、またRC CMについては、希望する業種を考慮していずれか1つを選択し、記入してください。

〔申請後における変更等の届出要領〕

設計共同体の申請書を提出された方で、次に掲げる事項に変更等があったとき又は解散したときは、変更等届（様式第1号の3）を提出してください。

1 届出を必要とする変更事項

変更等事項	備考
1 各構成員の営業所の商号又は名称	添付書類は必要ありません。 変更届とあわせて、単体の変更を別途電子申請により行ってください。
2 各構成員の営業所の所在地又は電話番号 FAX番号、Eメールアドレス	
3 各構成員の代表者の職名又は氏名	
4 解散及び登録業種の取り下げ	

2 提出先及び提出部数

(1) 提出先

①郵送の場合

愛知県建設局土木部建設総務課契約第一グループ 入札参加資格審査担当
名古屋市中区三の丸三丁目1-2（郵便番号460-8501）

②持参の場合

愛知県建設局土木部建設総務課契約第一グループ（愛知県庁本庁舎6階南側）

(2) 提出部数

合計2部 正本1部（「変更等届（様式第1号の3）」）

副本1部（「変更等届（様式第1号の3）」、コピー可）

※郵送により提出した場合で、変更等届の控え（副本）の返却を希望する場合は、切手を貼付した返信用の封筒を同封してください。

[別紙1]

設計共同体の資格を定める場合の総合点数の算定について

1 業種区分・・・別記1業務内容のとおり 22区分

2 総合点数算定式

$$3 \times A + B + 5 \times C + D \quad (300 \text{点満点})$$

A = 年間平均実績高の点数 (10～30点)

B = 自己資本額の点数 (10～30点)

C = 有資格者数の点数 (10～30点)

D = 営業年数の点数 (10～30点)

なお、総合点数については入札参加資格者名簿登録時に決定し、資格の有効期限まで有効とし、原則として再認定は行いません。

また、年間平均実績高、自己資本額及び有資格者数の審査では、各構成員の年間平均実績高、自己資本額及び有資格者数のそれぞれの和を用いる。

営業年数の審査は、各構成員の営業年数の平均値（1年未満は、切捨て）を用いる。

3 年間平均実績高の点数

希望する業種に係る直前2年間の年間平均実績高に応じ、別表1の点数表に掲げる点数

4 自己資本額の点数

次の式で得た自己資本額数値に応じ、別表2の点数表に掲げる点数

自己資本額数値 = 自己資本額 ÷ 全体（設計・測量・建設コンサルタント等業務）の
年間平均実績高 × 100

5 有資格者数の点数

希望する業種に係る別記2の審査対象となる資格に掲げる資格者の数に、X欄又はY欄に該当する倍数を乗じて得た数値を合計した数値（合計数値）に応じ、別表3の点数表に掲げる点数

6 営業年数の点数

営業年数に応じ、別表4の点数表に掲げる点数

別表1 年間平均実績高の点数表

年間平均実績高	点数
20億円以上	30
10億円以上 20億円未満	25
5億円以上 10億円未満	20
1億円以上 5億円未満	15
1億円未満	10

別表2 自己資本額の点数表

自己資本額数値	点数
10以上	30
5以上 10未満	20
5未満	10

別表3 有資格者数の点数表

合計数値	点数
110～	30
65～ 109	25
40～ 64	20
15～ 39	15
～ 14	10

別表4 営業年数の点数表

営業年数	点数
35年以上	30
25年以上 35年未満	25
15年以上 25年未満	20
5年以上 15年未満	15
5年未満	10

別記 1

業務内容

業 種 区 分	業 務 内 容
1 建築設計	建築一般
2 設備設計	設備一般
3 一般測量	測量一般、地区の調製
4 航空写真測量	航空測量
5 河川、砂防 及び海岸・海洋	治水利水計画、砂防計画若しくは海岸保全計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は河川（ダムを含む。）、砂防（地すべり防止を含む。）若しくは海岸・海洋に関する工事の設計若しくは監理
6 港湾及び空港	港湾計画若しくは空港計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は港湾若しくは空港に関する工事の設計若しくは監理
7 道路	道路計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は道路に関する工事の設計若しくは監理
8 上水道及び 工業用水道	上水道計画若しくは工業用水道計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は上水道若しくは工業用水道に関する工事の設計若しくは監理
9 下水道	下水道計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は下水道に関する工事の設計若しくは監理
10 農業土木	かんがい排水、農地整備、農地保全等の計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又はこれらに関する工事の設計若しくは監理
11 森林土木	治山、林道、森林環境保全等の計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又はこれらに関する工事の設計若しくは監理
12 水産土木	漁港計画若しくは沿岸漁場計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は漁港若しくは沿岸漁場に関する工事の設計若しくは監理
13 造園	公園緑地計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は公園緑地に関する工事の設計若しくは監理
14 都市計画及び 地方計画	都市計画若しくは地方計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又はこれらに関する工事の設計若しくは監理
15 土質及び基礎	土質に関する調査、企画、立案若しくは助言、構造物の基礎若しくは土の構造物に関する企画、立案若しくは助言又はこれらに関する工事の設計若しくは監理
16 鋼構造及び コンクリート	鋼構造、鉄筋コンクリート構造、コンクリート若しくはコンクリート構造に関する調査、企画、立案若しくは助言又はこれらに関する工事の設計若しくは監理
17 建設環境	自然環境及び生活環境の保全及び創出に関する調査、企画、立案若しくは助言並びに環境影響評価又は自然環境及び生活環境の保全及び創出に関する工事の設計若しくは監理
18 地質調査	地質調査
19 土地調査	土地調査
20 土地評価	土地評価、不動産鑑定
21 物件調査	物件、機械工作物、営業・特殊補償、補償関連
22 事業損失	事業損失

審査対象となる資格

部 門	業 種 区 分	X	Y
設 計	建 築 設 計	48. 一級建築士 98. 構造設計一級建築士 99. 設備設計一級建築士	49. 二級建築士 97. 建築設備士 100. 建築積算士 (建築積算資格者)
	設 備 設 計	48. 一級建築士 97. 建築設備士 99. 設備設計一級建築士	49. 二級建築士 100. 建築積算士 (建築積算資格者)
測 量	一 般 測 量	50. 測量士	51. 測量士補
	航 空 写 真 測 量		
建設 コンサル タント	河川、砂防及び海岸・海洋	別添「建設コンサルタント関係資格(1)～(3)」のとおり	
	港 湾 及 び 空 港		
	道 路		
	上水道及び工業用水道		
	下 水 道		
	農 業 土 木		
	森 林 土 木		
	水 産 土 木		
	造 園		
	都市計画及び地方計画		
	土 質 及 び 基 礎		
	鋼構造及びコンクリート		
建 設 環 境			
地 質 調 査		1. 技術士建設部門 又は総合技術監理部門 (土質及び基礎) 21. 技術士応用理学部門 又は総合技術監理部門 (地質)	86. 地質調査技士
補償 コンサル タント	土 地 調 査	50. 測量士 87. 土地家屋調査士 88. 司法書士	51. 測量士補 94. 補償業務管理士
	土 地 評 価	89. 不動産鑑定士	90. 不動産鑑定士補 94. 補償業務管理士
	物 件 調 査	48. 一級建築士 11～15. 技術士機械部門 又は総合技術監理部門 16. 技術士電気電子部門 又は総合技術監理部門 91. 公認会計士 93. 税理士	49. 二級建築士 28. 技術士補機械部門 29. 技術士補電気電子部門 92. 会計士補 94. 補償業務管理士 95. 木造建築士 96. 中小企業診断士
	事 業 損 失	48. 一級建築士	49. 二級建築士 94. 補償業務管理士 95. 木造建築士

業種区分の有資格者数の点数算定は、X欄の資格は有資格者数に5を乗じ、Y欄の資格は有資格者数に2（建設コンサルタントについては、別添「建設コンサルタント関係資格」に掲げる数値）を乗じ、その和に応じた点数を付与します。

建設コンサルタント関係資格（１）

資格名	業種	河川、砂防 及び 海岸・海洋	港湾及び 航空	道路	上水道及び 工業用水道	下水道	農業土木	森林土木	水産土木	造園	都市計画及 び地方計画	土質及び 基礎	鋼構造及び コンクリート	建設環境
技術士 (建設部門)又は(総合技術監理部門)														
1. 土質及び基礎		5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
2. 土質及び基礎以外の有資格者 (上下水道部門)又は(総合技術監理部門)		5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
3. 上水道及び工業用水道		5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
4. 下水道 (農業部門)又は(総合技術監理部門)		5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
5. 農業農村工学 ^{※1}		5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
6. 農村地域・資源計画 ^{※2} (森林部門)又は(総合技術監理部門)							3							3
7. 森林土木		5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
8. 林業・林産 ^{※3} (水産部門)又は(総合技術監理部門)								3						3
9. 水産土木		5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
10. 水産資源及び水域環境 ^{※4} (機械部門)又は(総合技術監理部門)									3					3
11. 流体機器 ^{※5}		5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
12. 機構ダイナミクス・制御 ^{※6}		5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
13. 加工・生産システム・産業機械 ^{※7} (電気電子部門)又は(総合技術監理部門)		5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
16. 電気電子部門の有資格者 (衛生工学部門)又は(総合技術監理部門)		5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
17. 水質管理		3	3		3	3	3		3					3
18. 廃棄物・資源循環 ^{※8} (情報工学部門)又は(総合技術監理部門)			3			3								3
20. 情報工学部門の有資格者 (応用理学部門)又は(総合技術監理部門)		5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
21. 地質 (環境部門)又は(総合技術監理部門)		5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
22. 環境部門の有資格者		3	3	3			3	3	3	3	3			3

※1 旧：農業土木を含む ※5 旧：流体工学を含む
 ※2 旧：農村環境を含む ※6 旧：交通・物流機械及び建設機械を含む
 ※3 旧：林業を含む ※7 旧：加工・ファクトリーオートメーション及び産業機械を含む
 ※4 旧：水産水域環境を含む ※8 旧：廃棄物管理を含む

建設コンサルタント関係資格（２）

資格名	業種	河川、砂防 及び 海岸・海洋	港湾及び 空港	道 路	上水道及び 工業用水道	下 水 道	農 業 土 木	森 林 土 木	水 産 土 木	造 園	都 市 計 画 及 び 地 方 計 画	土 質 及 び 基 礎	鋼 構 造 及 び コ ン ク リ ー ト	建 設 環 境
技術士補														
23.（建設部門）		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
24.（上下水道部門）					2	2					2			
25.（農業部門）							2							
26.（森林部門）								2						
27.（水産部門）									2					
28.（機械部門）					2	2								
29.（電気電子部門）					2	2								
30.（衛生工学部門）					2	2								
31.（情報工学部門）													2	
32.（応用理学部門）											2			
33.（環境部門）														2

RCCM														
34. 河川、砂防及び海岸・海洋	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
35. 港湾及び空港	2	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
36. 道路	2	2	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
37. 上水道及び工業用水道	2	2	2	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
38. 下水道	2	2	2	2	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2
39. 農業土木	2	2	2	2	2	3	2	2	2	2	2	2	2	2
40. 森林土木	2	2	2	2	2	2	3	2	2	2	2	2	2	2
41. 水産土木	2	2	2	2	2	2	2	3	2	2	2	2	2	2
42. 造園	2	2	2	2	2	2	2	2	3	2	2	2	2	2
43. 都市計画及び地方計画	2	2	2	2	2	2	2	2	2	3	2	2	2	2
44. 土質及び基礎	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	3	2	2	2
45. 鋼構造及びコンクリート	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	3	2	2
46. 建設環境	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	3
47. 上記以外のRCCMの有資格者	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2

建設コンサルタント関係資格（３）

資格名	業種	河川、砂防 及び 海岸・海洋	港湾及び 空港	道路	上水道及び 工業用水道	下水道	農業土木	森林土木	水産土木	造園	都市計画及 び地方計画	土質及び 基礎	鋼構造及び コンクリート	建設環境
その他														
48. 一級建築士					2	2	2			2	3			
50. 測量士		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
52. 1級土木施工管理技士		3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
53. 2級土木施工管理技士(土木)		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
54. 2級土木施工管理技士(鋼構造物塗装)													2	
55. 2級土木施工管理技士(薬液注入)					2	2						2		
56. 1級管工事施工管理技士					2	2					2			
57. 2級管工事施工管理技士					2	2					2			
58. 1級建設機械施工管理技士		2	2	2			2	2	2			2	2	2
59. 2級建設機械施工管理技士		2	2	2			2	2	2			2	2	2
60. 1級造園施工管理技士										3				
61. 2級造園施工管理技士										2				
62. 下水道技術検定1種						2								
63. 下水道技術検定2種						2								
64. 下水道技術検定3種						2								
66. 推進工事技士					2	2	2							
67. 小規模ダム工事総括管理技術者		2					2	2						
68. ダム工事総括管理技術者		2												
69. 地すべり防止工事士		2		2				2						
70. 基礎施工士			2	2	2	2	2	2	2			2		
71. コンクリート主任技士			2	2			2	2	2				2	
72. コンクリート技士			2				2		2					
73. 土木用コンクリートブロック技士			2				2		2					
74. 第一種電気主任技術者					2	2								
75. 第二種電気主任技術者					2	2								
76. 第三種電気主任技術者					2	2								
77. 環境計量士		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
78. エネルギー管理士						2								2
79. ①公害防止管理者水質関係第1種		2				2	2							2
79. ②公害防止管理者水質関係第2種		2				2	2							2
80. 伝送交換主任技術者		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
81. 線路主任技術者		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
82. 土地区画整理士							2				3			
83. 畑地かんがい技士							2							
84. 農業集落排水計画設計士							2							
85. 農業土木技術管理士							2							

様式第1号

受付番号
※

設計・測量・建設
コンサルタント等業務

入札参加資格審査申請書 (設計共同体用)

令和 年 月 日

愛 知 県 知 事 殿
愛知県公営企業管理者企業庁長

(ふりがな)
設計共同体の名称

所在地

代表者 商号又は名称

代表者職氏名

入札参加資格審査を希望する業種

その他の構成員	

令和4年度及び令和5年度の愛知県が発注する設計・測量・建設コンサルタント等業務に係る競争入札に参加したいので、指定の書類を添えて入札参加資格の審査を申請します。

なお、申請者が地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと並びにこの申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

(注) ※印欄は記入しないこと。

1 営業所における申請を希望する業種

設計共同体の名称

(1) 申請を希望する業種(太枠内に○を記入してください。)

業務	コード	業種	希望欄
設計	1	建築設計	
	2	設備設計	
測量	3	一般測量	
	4	航空写真測量	
建設 コンサル タント	5	河川、砂防及び海岸・海洋	
	6	港湾及び空港	
	7	道路	
	8	上水道及び工業用水道	
	9	下水道	
	10	農業土木	
	11	森林土木	
	12	水産土木	
	13	造園	
	14	都市計画及び地方計画	
	15	土質及び基礎	
16	鋼構造及びコンクリート		
17	建設環境		

業務	コード	業種	希望欄
地質調査	18	地質調査	
コン サル タント 補 償	19	土地調査	
	20	土地評価	
	21	物件調査	
	22	事業損失	

(2) 登録等を受けている事業

登録事業名	登録番号	登録年月日
1. (一級・二級)建築士事務所 ※1		
2. 測量業者 ※2		
3. 建設コンサルタント		
4. 地質調査業者		
5. 補償コンサルタント		
6. 不動産鑑定業者		
7. 土地家屋調査士		
8. 司法書士		
9. 計量証明事業者		

1. については一級・二級のどちらかを○で囲んでください。

※1 設計のうち、1. 建築設計の申請時に記入が必要です。

2 測量の3. 一般測量及び4. 航空写真測量の申請時に記入が必要です。

2 経営規模等総括表

設計共同体の名称

(1) 年間実績高

部門	業務業種区分	ア 直前2年度分決算 (千円)	イ 直前1年度分決算 (千円)	ウ 直前2年間の年間平均実績高 (千円)	
設計	1. 建築設計				
	2. 設備設計				
	計				
測量	3. 一般測量				
	4. 航空写真測量				
	計				
建設 コンサル タント	5. 河川、砂防及び海岸・海洋				
	6. 港湾及び空港				
	7. 道路				
	8. 上水道及び工業用水道				
	9. 下水道				
	10. 農業土木				
	11. 森林土木				
	12. 水産土木				
	13. 造園				
	14. 都市計画及び地方計画				
	15. 土質及び基礎				
	16. 鋼構造及びコンクリート				
	17. 建設環境				
	計				
	コンサル 補償 タント	18. 地質調査			
		19. 土地調査			
		20. 土地評価			
21. 物件調査					
22. 事業損失					
計					
その他					
(合計)					

(2) 自己資本額

区 分	直前決算 (千円)(d)	剰余(欠損)金 処分(千円)(e)	計(千円)(f=d+e)	決算後の増減 (千円)(g)	合計(千円)(f+g)
株主資本(a)					※
(うち外国資本)					
評価・換算差額(b)					
新株予約権(c)					
計(a+b+c)			(P)		

※個人の場合は申請時における純資産合計(期首資本金+事業主利益+事業主借勘定-事業主貸勘定)の額

(3) 損益計算書

税引前当期利益(千円)(S)									
----------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(4) 貸借対照表

流動資産(千円)(m)					
流動負債(千円)(n)					
固定資産(千円)(Q)					
総資本額(千円)(R)					

(8) 常勤職員数

①技術職員	②事務職員	③その他職員	計
人	人	人	人

(9) 外国資本(50%以上)の有無

有	無
---	---

(5) 経営比率(%)

総資本純利益率(S/R×100)	%
流動比率(m/n×100)	%
自己資本固定比率(P/Q×100)	%

(10) 外資状況

①外国籍会社 国名 []	③日本国籍会社 国名 [] (比率 %)
②日本国籍会社 国名 []	(比率100%)

(6) 営業年数

営業年数(平均)	年
----------	---

(7) 愛知県との指名・契約実績

指 名	有 ・ 無
契 約	有 ・ 無

(11) 適格組合証明

令和	年	月	日	第	号
----	---	---	---	---	---

(注) 1 資格審査を希望する業種の実績であるので、資格審査を希望する業種のみ実績を記入してください。
なお、希望しない業種の実績については、「その他」の欄に記入してください。
2 ア～ウは消費税を抜いた金額を記入してください。

3 有資格者数

商号又は名称

技術士	(人)	〈情報工学部門〉又は〈総合技術監理部門〉	RCCM	(人)	その他	(人)	75. 第二種電気主任技術者	
〈建設部門〉又は〈総合技術監理部門〉		20. 〈情報工学部門〉の有資格者	34. 河川、砂防及び海岸・海洋		48. 一級建築士		76. 第三種電気主任技術者	
1. 土質及び基礎		〈応用理学部門〉又は〈総合技術監理部門〉	35. 港湾及び空港		49. 二級建築士		77. 環境計量士	
2. 土質及び基礎以外の有資格者		21. 地質	36. 道路		50. 測量士		78. エネルギー管理士	
〈上下水道部門〉又は〈総合技術監理部門〉		〈環境部門〉又は〈総合技術監理部門〉	37. 上下水道及び工業用水道		51. 測量士補		79. ①公害防止管理者 水質関係第1種(.....人) ②公害防止管理者 水質関係第2種(.....人)	
3. 上下水道及び工業用水道		22. 〈環境部門〉の有資格者	38. 下水道		52. 1級土木施工管理技士		80. 伝送交換主任技術者	
4. 下水道		技術士補	(人) 39. 農業土木		53. 2級土木施工管理技士 (土木)		81. 線路主任技術者	
〈農業部門〉又は〈総合技術監理部門〉		23. 〈建設部門〉	40. 森林土木		54. 2級土木施工管理技士 (鋼構造物塗装)		82. 土地区画整理士	
5. 農業農村工学(旧:農業土木を含む)		24. 〈上下水道部門〉	41. 水産土木		55. 2級土木施工管理技士 (薬液注入)		83. 畑地かんがい技士	
6. 農村地域・資源計画(旧:農村環境を含む)		25. 〈農業部門〉	42. 造園		56. 1級管工事施工管理技士		84. 農業集落排水計画設計士	
〈森林部門〉又は〈総合技術監理部門〉		26. 〈森林部門〉	43. 都市計画及び地方計画		57. 2級管工事施工管理技士		85. 農業土木技術管理士	
7. 森林土木		27. 〈水産部門〉	44. 土質及び基礎		58. 1級建設機械施工管理技士		86. 地質調査技士	
8. 林業・林産(旧:林業を含む)		28. 〈機械部門〉	45. 鋼構造及びコンクリート		59. 2級建設機械施工管理技士		87. 土地家屋調査士	
〈水産部門〉又は〈総合技術監理部門〉		29. 〈電気電子部門〉	46. 建設環境		60. 1級造園施工管理技士		88. 司法書士	
9. 水産土木		30. 〈衛生工学部門〉	47. 上記以外のRCCMの有資格者		61. 2級造園施工管理技士		89. 不動産鑑定士	
10. 水産資源及び水域環境(旧:水産水域環境を含む)		31. 〈情報工学部門〉			62. 下水道技術検定1種		90. 不動産鑑定士補	
〈機械部門〉又は〈総合技術監理部門〉		32. 〈応用理学部門〉			63. 下水道技術検定2種		91. 公認会計士	
11. 流体機器(旧:流体工学を含む)		33. 〈環境部門〉			64. 下水道技術検定3種		92. 会計士補	
12. 機構ダイナミクス・制御(旧:交通・物流機械及び建設機械を含む)					65. (欠番)		93. 税理士	
13. 加工・生産システム・産業機械(旧:加工・ファクトリーオートメーション及び産業機械を含む)					66. 推進工事技士		94. 補償業務管理士	
14. (欠番)					67. 小規模ダム工事 総括管理技術者		95. 木造建築士	
15. 上記以外の機械部門の有資格者					68. ダム工事総括管理技術者		96. 中小企業診断士	
〈電気電子部門〉又は〈総合技術監理部門〉					69. 地すべり防止工事士		97. 建築設備士	
16. 〈電気電子部門〉の有資格者					70. 基礎施工士		98. 構造設計一級建築士	
〈衛生工学部門〉又は〈総合技術監理部門〉					71. コンクリート主任技士		99. 設備設計一級建築士	
17. 水質管理					72. コンクリート技士		100. 建築積算士(建築積算資格者)	
18. 廃棄物・資源循環(旧:廃棄物管理を含む)					73. 土木用コンクリートブロック技士			
19. (欠番)					74. 第一種電気主任技術者		合 計	
							実 人 数	

4 技術者名簿

商号又は名称

氏名	番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名	番号
	5		30		55		80		105
	10		35		60		85		110
	15		40		65		90		115
	20		45		70		95		120
	25		50		75		100		125
									合計
									実人数

(注) 「番号」は、「3 有資格者数」欄の番号を記入してください。

「合計」及び「実人員」は、「3 有資格者数」と一致させてください。

〔 代表取締役
個人事業主 〕 の 略 歴 書

商号又は名称

所在地

現住所					
氏名					
職名					
職 歴	期 間			従事した職務内容（役職名等）	
	自	年	月	日	
	至	年	月	日	
	自	年	月	日	
	至	年	月	日	
	自	年	月	日	
	至	年	月	日	
	自	年	月	日	
	至	年	月	日	
	自	年	月	日	
賞 罰	年 月 日			賞 罰 の 内 容	

記載要領

- 1 「職歴」の欄には、現在、他の法人の役員等と兼務している場合はその法人名等及び職務内容も記入してください。
- 2 「設計」を希望される方のみ提出してください。

〇〇設計共同体協定書

(目的)

第1条 当設計共同体は、設計・測量・建設コンサルタント等業務（以下「委託業務」という。）を共同連帯して営むことを目的とする。

(名称)

第2条 当設計共同体は、〇〇〇〇設計共同体（以下「当共同体」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当共同体は、事務所を〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当共同体は、令和〇〇年〇〇月〇〇日に成立し、その存続期間は令和〇〇年〇月〇〇日までとする。ただし、存続期間を経過しても当共同体に係る委託業務契約の履行後3か月を経過するまでの間は解散することができない。

2 前項の存続期間は、構成員全員の同意をえて、これを延長することができる。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当共同体の構成員は、次のとおりとする。

- 〇〇市〇〇町〇〇番地
〇〇株式会社
- 〇〇市〇〇町〇〇番地
〇〇株式会社

(代表者の名称)

第6条 当共同体は、〇〇株式会社を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当共同体の代表者は、委託業務の履行に関し、当共同体を代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義を持って業務委託料（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当共同体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

2 構成員は、成果物（契約書に規定する指定部分に係る成果物及び部分引渡しに係る成果物を含む。）等について、契約日以降著作権法（昭和45年法律第48号）第2章及び第3章に規定する著作権者の権利が存続する間、当該権利に関し発注者と折衝等を行う権限を、当共同体の代表者である企業に委任するものとする。なお、当共同体の解散後、当共同体の代表者である企業が破産又は解散した場合においては、当該権利に関し発注者と折衝等を行う権限を、代表者である企業以外の構成員である一の企業に対しその他の構成員である企業が委任するものとする。

(構成員の出資の割合等)

第8条 当共同体の構成員の出資の割合は別に定めるところによるものとする。

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうえ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当共同体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、委託業務の履行に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、委託業務契約の履行に関し連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当共同体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、当共同体の名称を冠した代表者名義の(当共同体名義の)別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当共同体は、委託業務完了の都度当該業務について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に基づく協定書に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に基づく協定書に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(委託業務途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当共同体が委託業務を完了する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち委託業務途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して委託業務を完了する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に基づく協定書に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負

担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第 16 条の 2 当共同体は、構成員のうちいずれかが、委託業務途中において重要な義務の不履行その他の除名しうる正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第 1 項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第 2 項から第 5 項までを準用するものとする。

(委託業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第 17 条 構成員のうちいずれかが委託業務途中において破産又は解散した場合においては、第 16 条第 2 項から第 5 項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第 17 条の 2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認を得て残存構成員の中から新たな代表者を選定できるものとする。

(解散後の契約不適合責任)

第 18 条 当共同体が解散した後においても、発注者に引き渡した成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものがあつたときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第 19 条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇株式会社外〇社は、上記のとおり〇〇〇〇設計共同体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名し、各自所持するものとする。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇株式会社
代表取締役 ○ ○ ○ ○
〇〇株式会社
代表取締役 ○ ○ ○ ○

委 任 状

令和〇〇年〇〇月〇〇日

愛 知 県 知 事
殿

愛知県公営企業管理者企業庁長

委任者
住 所
商号又は名称
代 表 者

私は愛知県における令和4年度及び令和5年度の〇〇設計共同体の入札参加に際しては、下記の者を代理人と定め、入札、見積及び契約締結等に関する一切の権限を委任します。

記

受任者
住 所
商号又は名称
代 表 者

〇〇設計共同体協定書第8条に基づく協定書

〇〇発注に係る下記委託業務については、〇〇設計共同体協定書第8条の規定により、当共同体構成員の出資の割合を次のとおり定める。ただし、当該委託業務について発注者と契約内容の変更増減があっても構成員の出資の割合は変わらないものとする。

記

- | | | | |
|---|-------|--------|-----|
| 1 | 委託業務名 | 〇〇〇〇業務 | |
| 2 | 出資の割合 | 〇〇株式会社 | 〇〇% |
| | | 〇〇株式会社 | 〇〇% |

〇〇株式会社外〇社は、上記のとおり出資の割合を定めたのでその証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名して各自所持するものとする。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇〇〇設計共同体

代表者 〇〇〇〇株式会社

代表取締役 ○ ○ ○ ○

〇〇〇〇株式会社

代表取締役 ○ ○ ○ ○

変 更 等 届

愛 知 県 知 事

愛知県公営企業管理者企業庁長 殿

令和 年 月 日

設計共同体名

代 表 構 成 員	所 在 地 商号又は名称 代表者職氏名	
第 二 構 成 員	所 在 地 商号又は名称 代表者職氏名	
第 三 構 成 員	所 在 地 商号又は名称 代表者職氏名	

令和4年度及び令和5年度設計共同体入札参加資格審査申請中、下記事項に変更がありましたので、お届けします。

記

(受付番号)

届 出 事 項	届 出 前	届 出 後	原因年月日

(注) 受付番号の欄は、行政庁記入欄に記載されている番号を記入してください。
用紙の大きさはA4判とし、縦長に使用してください。

様式第1号

受付番号
※

設計・測量・建設
コンサルタント等業務

入札参加資格審査申請書 (設計共同体用)

令和 年 月 日

愛知県知事 殿
愛知県公営企業管理者企業庁長

「(共)」は使わないこと。

(ふりがな) あいちおわりみかわ
設計共同体の名称 愛知・尾張・三河 設計共同体

所在地 **名古屋市中区三の丸3-1-2**

代表者 商号又は名称 **愛知設計(株)**

代表者職氏名 **代表取締役 愛知 花子**

入札参加資格審査を希望する業種
建築設計
一般測量

その他の構成員	名古屋市中区三の丸2-6-1 尾張設備設計(株) 代表取締役 尾張 太郎
	名古屋市中区三の丸3-2-1 (株)三河建築事務所 代表取締役 三河 次郎

(注) 印は愛知県と契約する使用印を押印してください。
令和4年度及び令和5年度の愛知県が発注する設計・測量・建設コンサルタント等業務に係る競争入札に参加したいので、指定の書類を添えて入札参加資格の審査を申請します。

なお、申請者が地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと並びにこの申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

(注) ※印欄は記入しないこと。

1 営業所における申請を希望する業種

記入漏れに注意！！

設計共同体の名称 愛知・尾張・三河 設計共同体

(1) 申請を希望する業種(太枠内に○を記入してください。)

業務	コード	業種	希望欄
設計	1	建築設計	<input checked="" type="radio"/>
	2	設備設計	<input type="radio"/>
測量	3	一般測量	<input checked="" type="radio"/>
	4	航空写真測量	<input type="radio"/>
建設 コンサル タント	5	河川、砂防及び海岸・海洋	<input type="radio"/>
	6	港湾及び空港	<input type="radio"/>
	7	道路	<input type="radio"/>
	8	上水道及び工業用水道	<input type="radio"/>
	9	下水道	<input type="radio"/>
	10	農業土木	<input type="radio"/>
	11	森林土木	<input type="radio"/>
	12	水産土木	<input type="radio"/>
	13	造園	<input type="radio"/>
	14	都市計画及び地方計画	<input type="radio"/>
	15	土質及び基礎	<input type="radio"/>
16	鋼構造及びコンクリート	<input type="radio"/>	
17	建設環境	<input type="radio"/>	

(2) 登録等を受けている事業

登録事業名	登録番号	登録年月日
1. (一級・二級)建築士事務所 ※1	2 0 1 9 9	令和2年11月21日
2. 測量業者 ※2	2 9 1 0 0	平成30年10月25日
3. 建設コンサルタント		
4. 地質調査業者		
5. 補償コンサルタント		
6. 不動産鑑定業者		
7. 土地家屋調査士		
8. 司法書士		
9. 計量証明事業者		

1. については一級・二級のどちらかを○で囲んでください。
 ※1 設計のうち、1. 建築設計の申請時に記入が必要です。
 ※2 測量の3. 一般測量及び4. 航空写真測量の申請時に記入が必要です。

2 経営規模等総括表

記入漏れに注意！！

設計共同体の名称 愛知・尾張・三河 設計共同体

(1) 年間実績高

部門	業務業種区分	ア 直前2年度分決算 (千円)	イ 直前1年度分決算 (千円)	ウ 直前2年間の年間平均実績高 (千円)							
設計	1. 建築設計	5 0 8 5 6	7 2 2 5 3			6	1	5	5	5	
	2. 設備設計										
	計	5 0 8 5 6	7 2 2 5 3			6	1	5	5	5	
測量	3. 一般測量	8 1 1 0 5	8 7 3 9 4			8	4	2	5	0	
	4. 航空写真測量										
	計	8 1 1 0 5	8 7 3 9 4			8	4	2	5	0	
建設 コンサル タント	5. 河川、砂防及び海岸・海洋										
	6. 港湾及び空港										
	7. 道路										
	8. 上水道及び工業用水道										
	9. 下水道										
	10. 農業土木										
	11. 森林土木										
	12. 水産土木										
	13. 造園										
	14. 都市計画及び地方計画										
	15. 土質及び基礎										
	16. 鋼構造及びコンクリート										
	17. 建設環境										
	計										
	コンサル 補償 タント	18. 地質調査									
		19. 土地調査									
		20. 土地評価									
21. 物件調査											
22. 事業損失											
計											
その他											
(合計)						1	4	5	8	0	5

(2) 自己資本額

区分	直前決算 (千円)(d)	剰余(欠損)金 処分(千円)(e)	計(千円)(f+d+e)	決算後の増減 (千円)(g)	合計(千円)(f+g)
株主資本(a)	1 1 0 0 0		1 1 0 0 0		※ 11000
(うち外国資本)					
評価・換算差額(b)					
新株予約権(c)					
計(a+b+c)	1 1 0 0 0		(P) 11000		1 1 0 0 0

※個人の場合は申請時における純資産合計(期首資本金+事業主利益+事業主借勘定-事業主貸勘定)の額

(3) 損益計算書

税引前当期利益(千円)(S)					2	8	3	6
----------------	--	--	--	--	---	---	---	---

(4) 貸借対照表

流動資産(千円)(m)				1	9	7	7	9
流動負債(千円)(n)				2	0	4	2	2
固定資産(千円)(Q)				1	8	6	0	9
総資本額(千円)(R)				4	1	8	9	

(5) 経営比率(%)

総資本純利益率(S/R×100)	67.70%
流動比率(m/n×100)	96.90%
自己資本固定比率(P/Q×100)	59.10%

(6) 営業年数

営業年数(平均)	2 4 年
----------	-------

(7) 愛知県との指名・契約実績

指名	<input checked="" type="radio"/> 有・ <input type="radio"/> 無
契約	<input type="radio"/> 有・ <input checked="" type="radio"/> 無

(8) 常勤職員数

①技術職員	②事務職員	③その他職員	計
150人	25人	25人	200人

(9) 外国資本(50%以上)の有無

有	<input checked="" type="radio"/> 無
---	------------------------------------

(10) 外資状況

①外国籍会社 国名 []	③日本国籍会社 国名 [] (比率 %)
②日本国籍会社 国名 []	[] (比率 %)
(比率100%)	

(11) 適格組合証明

令和 年 月 日 第 号

(注) 1 資格審査を希望する業種の実績であるので、資格審査を希望する業種の実績に記入してください。
なお、希望しない業種の実績については、「その他」の欄に記入してください。
2 ア～ウは消費税を抜いた金額を記入してください。